

山口県報

平成19年
6月22日
(金曜日)

目 次

漁管委告示
漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示……………一



山口県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年六月二十二日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 高 石 敏 男

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、河内川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面においては、こい（まこい及びにしきこいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

平成十九年六月二十二日から平成二十年六月二十一日まで

平成十九年六月二十二日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)